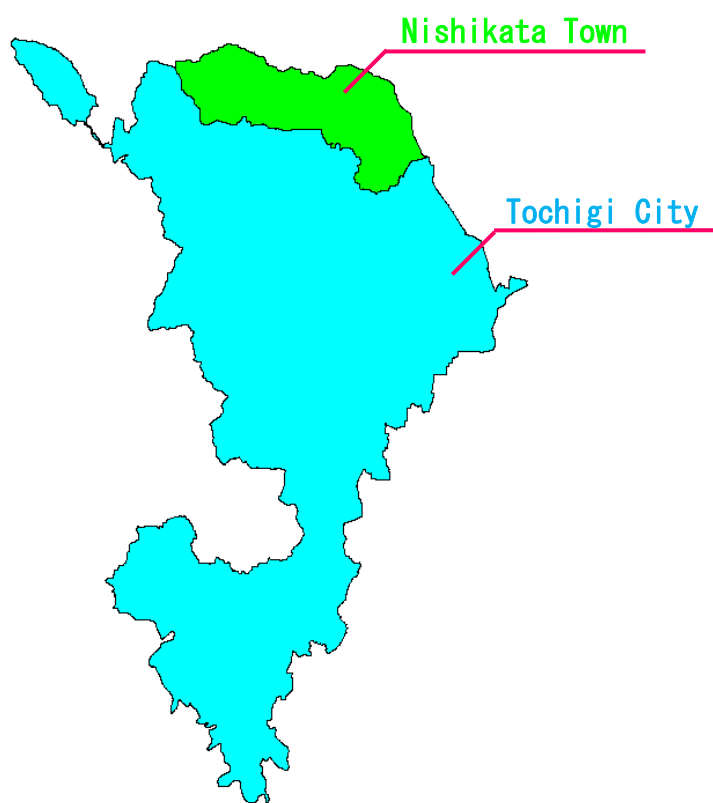


栃木市・西方町合併協議会

第4回 会議資料



日時：平成23年3月29日（火）午後2時

会場：栃木市栃木保健福祉センター 2階大会議室

目 次

議 事

(1) 報告事項

報告第 5 号	合併協定調印式後の合併手続きの経過について・・・・・・・・P	1
報告第 6 号	合併に伴う平成 23 年度栃木市・西方町予算の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	4
報告第 7 号	合併協定項目の具体的な調整結果について・・・・・・・・P	8
報告第 8 号	合併協定項目以外の主な調整方針について・・・・・・・・P	9
報告第 9 号	合併に係る啓発用品について・・・・・・・・P	10
報告第 10 号	栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	12

(2) 審議事項

議案第 5 号	平成 22 年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第 1 号）につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・P	15
議案第 6 号	平成 23 年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・P	17
議案第 7 号	平成 23 年度栃木市・西方町合併協議会予算について・・P	20

その他

(1) 栃木市・西方町合併協議会事務局の事務所の位置の変更について・・P	22
--------------------------------------	----

報告第 5 号

合併協定調印式後の合併手続きの経過について

合併協定調印式後の合併手続きの経過について、別紙のとおり報告する。

平成 23 年 3 月 29 日

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併協定調印式後の合併手続きの経過について

平成２２年

- １１月１６日 西方町議会臨時会において廃置分合議案等合併関連議案（※）を可決
- １１月１９日 栃木市議会臨時会において廃置分合議案等合併関連議案（※）を可決
- １２月 ９日 栃木県知事に廃置分合申請書を提出
- １２月１４日 栃木県議会１２月定例会において栃木市及び西方町の廃置分合議案を
可決
- １２月１５日 栃木県知事が栃木市及び西方町の廃置分合を決定
栃木県知事が総務大臣に栃木市及び西方町の廃置分合決定を届出

平成２３年

- １月３１日 総務大臣が栃木市及び西方町の廃置分合を告示（別紙のとおり）

※ 合併関連議案

- ① 栃木市及び上都賀郡西方町の廃置分合について
- ② 栃木市及び上都賀郡西方町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③ 栃木市及び上都賀郡西方町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する
協議について
- ④ 栃木市及び上都賀郡西方町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の
設置に関する協議について

という。が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申告書の提出を労災保険適用事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該労災保険適用事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を当該申告書の提出と併せて送信することをもって、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書の提出と併せて送信することによって代えることができる。

2 この章の規定により、労災保険適用事業主が労働基準監督署長等に対して行う申告書等の提出について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第二項の規定に基づき労災保険適用事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該労災保険適用事業主が行うべき一般提出金事務の委託を受けていることにつき証明することができる電磁的記録を当該申告書等の提出と併せて送信することをもって、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信することによって代えることができる。

3 第二条の八の規定により、労働保険事務組合が、都道府県労働局長に対して行う届書の提出を情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該届書に係る労災保険適用事業主からの一般提出金事務の処理

の委託又はその解除があったことにつき証明することができる電磁的記録を当該届書の提出と併せて送信することをもって、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、当該労災保険適用事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信することによって代えることができる。

附則
この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

○農林水産省令第二号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日
農林水産大臣 鹿野 道彦
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の二の項植物の欄中「及び第五十」を「第五十及び第五十七」に改め、同表の付表に次のように加える。
五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第七号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六條の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
金融庁長官 三國谷勝範
金融商品取引法施行令第二十六條の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。
二 店頭売買有価証券（法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）
附則
この告示は、平成二十三年二月一日から適用する。
この告示は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第八号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六條の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
金融庁長官 三國谷勝範
金融商品取引法施行令第二十六條の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。
一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。
二 店頭売買有価証券（法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）
附則
この告示は、平成二十三年二月一日から適用する。
この告示は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。

○総務省告示第三十一号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する旨、愛知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○総務省告示第三十二号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、上郡賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○財務省告示第二十五号
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。
平成二十三年一月三十一日
財務大臣 野田 佳彦
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	二・七二トン
四	二〇、三二四トン
五	一、二二七トン
六	九トン
七	一・六三三トン
八	一・一三三トン
九	三三、〇七三トン
一〇	四、三三三トン
一一	三、一七五トン
一二	四九、九七七トン

報告第 6 号

合併に伴う平成 2 3 年度栃木市・西方町予算の取扱いについて

合併に伴う平成 2 3 年度栃木市・西方町予算の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併に伴う平成23年度栃木市・西方町予算の取扱いについて

- 平成23年1月31日に総務大臣による廃置分合（合併）の告示があった。
 - 告示後、西方町は合併日以降の予算を組むことはできないため、西方町は平成23年9月30日までの予算編成となる。
 - この場合、西方町において9月30日までに合併日以降の期間を含む契約等を行う際には、栃木市において予算化しておくことが必要となる。
 - そのため、該当する事務事業については栃木市の当初予算に計上することとし、栃木市議会での議決を求めることになる。
 - また、合併日をまたぐ契約等については栃木市・西方町・業者との3者契約となるほか、西方町で5千万円、栃木市で1億5千万円を超える工事請負契約については西方町議会、栃木市議会双方での議決が必要となる。
 - こうしたことについて、別紙のとおり首長間で協定書を締結した。
- ※西方町で計画されている事務事業で合併日をまたぐ契約が必要な事務事業は6事業であり、そのうち、栃木市で1億5千万円を超える工事請負は1事業（西方中学校校舎改築事業）である。

平成23年度栃木市・西方町予算の流れ

	栃 木 市	西 方 町
1月31日	総務大臣による廃置分合の告示	総務大臣による廃置分合の告示
3月議会	西方町分を含む平成23年度予算の審議	9月30日までの平成23年度予算の審議
4月以降	市議会で西方中学校校舎改築に伴う工事請負契約の審議、議決後に工事請負契約締結（西方町・業者との3者契約） 西方町で計画されている事務事業で合併日をまたぐ契約が必要な事務事業の契約締結（西方町・業者との3者契約）	町議会で西方中学校校舎改築に伴う工事請負契約の審議、議決後に工事請負契約締結（栃木市・業者との3者契約） 西方町で計画されている事務事業で合併日をまたぐ契約が必要な事務事業の契約締結（栃木市・業者との3者契約）
9月議会	西方町の10月1日以降の経常的事業中心の補正予算の審議	
9月30日		平成23年度会計年度終了（出納閉鎖日）
10月1日	合併	
10月以降	西方町を選挙区とする栃木市議会議員増員選挙	
臨時会又は12月議会	西方町の10月1日以降の政策的事業の補正予算の審議	
3月議会以前	平成23年度西方町決算の認定	

※別途条例改正等に伴う補正予算の審議が栃木市9月議会（早いものは6月議会）に入る見込み。

栃木市及び西方町における平成23年度予算及び予算執行に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、栃木市（以下「甲」という。）と西方町（以下「乙」という。）が、平成23年1月31日の総務大臣告示を経て平成23年10月1日（以下「合併期日」という。）に合併することに鑑み、甲及び乙の平成23年度予算及び予算執行に関する取扱いについて定めるものとする。

(負担金等の取扱い)

第2条 甲は合併がなかったならば乙が栃木地区広域行政事務組合、その他一部事務組合等に対して負担するはずであった平成23年度下半期分の負担金等を負担するものとし、甲の平成23年度当初予算又は同補正予算において措置するものとする。

(合併期日を跨ぐ契約の取扱い)

第3条 合併期日を跨ぐ契約を要する事務事業に関しては、合併期日前の分については乙が、合併期日以後の分については甲が、それぞれ平成23年度当初予算又は同補正予算において、歳入歳出予算の計上又は継続費若しくは債務負担行為の設定など必要な措置を行うものとする。

2 合併期日を跨ぐ契約については、甲及び乙がともに必要な予算上の対応を行った後に甲・乙の連名で締結するなど、今回の合併に係る状況に鑑みて、必要な対応を行うことがあるものとする。

(入札・契約等の手続き)

第4条 甲・乙の連名による入札・契約等については、乙の財務規則等により手続きを行うこととする。

(定めのない事項)

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年2月14日

甲 栃木県栃木市入舟町7番26号

栃 木 市

市 長 鈴 木 俊 美 印



乙 栃木県上都賀郡西方町本城1番

西 方 町

町 長 古 澤 悦 夫 印



報告第 7 号

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別冊のとおり報告する。

平成 23 年 3 月 29 日

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

報告第 8 号

合併協定項目以外の主な調整方針について

合併協定項目以外の主な調整方針について、別冊のとおり報告する。

平成 23 年 3 月 29 日

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

報告第 9 号

合併に係る啓発用品について

合併に係る啓発用品について、別紙のとおり製作したので報告する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併に係る啓発用品について

1. 目的

平成23年10月1日の新「栃木市」誕生に向け、広く啓発するために、啓発用品を製作する。

2. 品名及び啓発方法等

番号	品名	数量	啓発方法
1	懸垂幕	4本	下記の場所に設置する。 栃木市役所及び各総合支所 (藤岡総合支所を除く) 西方町役場
	横断幕	1本	下記の場所に設置する。 栃木市役所藤岡総合支所
2	のぼり旗	60本	以下の場所に設置する。 栃木市役所及びその出先機関・関連施設 西方町役場及びその出先機関・関連施設
3	ポケット ティッシュ	20,000個	以下の場所で配布する。 栃木市役所及びその出先機関・関連施設 西方町役場及びその出先機関・関連施設 栃木県庁及びその出先機関・関連施設

3. 啓発期間

平成23年4月から平成23年10月頃まで

報告第 1 0 号

栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について

栃木市・西方町合併協議会規約第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

栃木市・西方町合併協議会幹事会規程（平成２２年７月２０日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程 新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
市 町 名	職 名	市 町 名	職 名
栃 木 市	副市長	栃 木 市	副市長
	<u>総合政策部長</u>		<u>企画部長</u>
	総務部長		総務部長
略	略	略	略

議案第 5 号

平成 2 2 年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第 1 号）に
ついて

平成 2 2 年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第 1 号）について、別
紙のとおり提案する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成22年度 栃木市・西方町合併協議会 歳入歳出補正予算（第1号）（案）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	当初予算	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1	負担金		12,961	0	12,961			
	1	負担金	12,961	0	12,961			
		1 負担金	12,961	0	12,961	1 市町負担金	12,961	【均等割25%人口割75%】 栃木市 10,887,900円(84.005%) 西方町 2,073,100円(15.995%)
2	諸収入		1	0	1			
	1	諸収入	1	0	1			
		1 諸収入	1	0	1	1 諸収入	1	預金利子等
3	県支出金		0	5,000	5,000			
	1	県補助金	0	5,000	5,000			
		1 県補助金	0	5,000	5,000	1 県補助金	5,000	栃木県市町村合併支援補助金
	歳入合計		12,962	5,000	17,962			

歳出

款	項	目	当初予算	補正額	計	節				説 明
						区 分	金 額			
							流用前	流用額	流用後	
1	運営費		2,589	0	2,589					
	1	会議費	485	0	485					
		1 会議費	485	0	485	1 報酬	437		437	合併協議会委員報酬
						1 1 需用費	48		48	
						消耗品費	30		30	事務用品
						食糧費	18		18	会議飲物
	2	事務費	2,104	0	2,104					
		1 事務費	2,104	0	2,104	4 共済費	165		165	臨時職員社会保険料
						7 賃金	1,181		1,181	臨時職員賃金
						1 1 需用費	356		356	
						消耗品費	356		356	事務用品、コピー用紙
						1 2 役務費	43		43	
						通信運搬費	43		43	郵便料
						1 4 使用料及び賃借料	359		359	
						機械借上料	359		359	複写機借上料
2	事業費		10,273	0	10,273					
	1	事業推進費	10,273	0	10,273					
		1 事業推進費	10,273	0	10,273	1 1 需用費	3,047	△ 277	2,770	
						印刷製本費	3,047	△ 277	2,770	合併市町村基本計画書印刷費
						1 3 委託料	7,226	277	7,503	合併例規整備業務 ネットワーク統合支援業務 合併啓発用品作成業務
3	予備費		100	5,000	5,100					
	1	予備費	100	5,000	5,100					
		1 予備費	100	5,000	5,100	1 予備費	5,100		5,100	
歳出合計			12,962	5,000	17,962					

議案第 6 号

平成 2 3 年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について

平成 2 3 年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について、別紙のとおり
提案する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成２３年度 栃木市・西方町合併協議会事業計画（案）

番号	事業項目	事業内容
1	合併協議会の開催	合併協定項目の具体的な調整結果報告及び合併協定項目以外の主な調整方針報告のため、合併協議会を開催する。
2	合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整	市町村の合併の特例に関する法律に定める協議事項、その他必要な協議事項を専門的に検討し、調整結果を作成する。
3	事務事業等の一元化	事務事業一元化の調整方針に基づき、条例・規則等の例規立案を行う。 電算システム及びネットワークシステムの調整方針に基づき、システム統合を行う。
4	合併情報の提供	住民への合併情報の提供については、市町広報紙に掲載するとともに、合併協議会公式ホームページで公開する。

栃木市・西方町合併協議会スケジュール(案)

平成22年度			平成23年度						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
合併協議会 合併協定項目の協議・調整 経過報告 など									9/30 10/1 10/14
1/31 総務大臣告示		3/29 第4回合併協議会			6/27 第5回合併協議会			9/25 9/30 西方町閉庁式	栃木市・西方町合併協議会廃止 新市発足 合併記念式典(会場 栃木市栃木文化会館)
正副会長会議、幹事会、専門部会、分科会の開催									
合併準備 決算・予算 電算 組織・人事 式典準備等									
事務事業の調整・一元化									
例規のすり合わせ・例規の一部改正の立案									
					(6月) 栃木市 補正条例 予算修正 議会 会 (6月)			(9月) 栃木市 補正条例 予算修正 議会 会 (9月)	
		合併市町村基本計画 (概要版)を住民に配付						10/1からの制度等の変更を住民に周知	

議案第 7 号

平成 23 年度栃木市・西方町合併協議会予算について

平成 23 年度栃木市・西方町合併協議会予算について、別紙のとおり提案
する。

平成 23 年 3 月 29 日

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成23年度 栃木市・西方町合併協議会 歳入歳出予算（案）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
1	負担金			8,438	
	1	負担金		8,438	
		1	市町負担金	8,438	【均等割25%人口割75%】 栃木市 7,088,400円(84.005%) 西方町 1,349,600円(15.995%)
2	諸収入			1	
	1	諸収入		1	
		1	諸収入	1	預金利子等
4	繰越金			5,000	
	1	繰越金		5,000	
		1	繰越金	5,000	前年度繰越金
歳 入 合 計				13,439	

歳出

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
1	運営費			718	
	1	会議費		228	
		1	報酬	214	合併協議会委員報酬
		1	1 需用費	14	
			消耗品費	2	事務用品
			食糧費	12	会議飲物
	2	事務費		490	
		1	1 1 需用費	184	
			消耗品費	184	事務用品、コピー用紙
		1	2 役務費	50	
			通信運搬費	50	郵便料
		1	4 使用料及び賃借料	256	
			機械借上料	256	複写機借上料
2	事業費			10,560	
	1	事業推進費		10,560	
		1	1 1 需用費	2,000	
			印刷製本費	2,000	新市ガイド
		1	2 役務費	1,000	
			広告料	1,000	合併PR新聞広告
		1	3 委託料	7,560	合併例規整備業務 ネットワークシステム統合施工監理業務
3	予備費			2,161	
	1	予備費		2,161	
		1	予備費	2,161	
歳 出 合 計				13,439	

栃木市・西方町合併協議会事務局の事務所の位置の変更について

平成２３年４月１日から栃木市・西方町合併協議会事務局の事務所の位置が下記のとおり変更となる。

１．事務所の位置

〒３２８－０１９２

栃木市都賀町家中５９８２－１

栃木市役所都賀総合支所３階合併調整管理室内

２．連絡先

TEL ０２８２－２９－１１０７

FAX ０２８２－２８－０１６９

３．地図

別紙のとおり

栃木市・西方町合併協議会事務局事務所地図

